

第四節 不動産取得税

（不動産取得税の納税義務者等）

第五十一条 不動産取得税は、不動産の取得に対し、その不動産の取得者に課する。

（専有部分の床面積の割合の補正の申出）

第五十二条 総務省令第七条の三第四項又は第七条の三の二第四項若しくは第五項の規定により補正の方法を申し出ようとする者は、第五十七条第一項の規定による申告書を提出する際に、当該補正の方法その他必要な事項を記載した申出書を併せて知事に提出しなければならない。

注 令和四年六月二八日条例第二〇号で、令和五年四月一日から施行

第五十二条中「、第五十七条第一項の規定による申告書を提出する際に」及び「併せて」を削る。

一部改正〔平成二九年条例二三号〕

（不動産取得税の課税標準）

第五十三条 不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格とする。

（不動産取得税の課税標準の特例等）

第五十四条 法第七十三条の十四第四項に規定する申告を行おうとする者は、同項に規定する当該住宅の取得につき同条第一項又は第三項の規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申告書に当該住宅がこれらの規定に該当する住宅であることを証する書類として規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 法第七十三条の十四第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者が第五十七条第一項の申告書に当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を記載して提出した場合は、当該申告書が当該住宅の所在地の市町村長に提出された日に前項の申告書が提出されたものとみなす。この場合において、第五十七条第一項の申告書には、前項に規定する書類を添付しなければならない。
- 3 法第七十三条の十四第十二項から第十四項までに規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

一部改正〔平成二九年条例二三号・令和四年二〇号〕

（不動産取得税の税率）

第五十五条 不動産取得税の税率は、百分の四とする。

（不動産取得税の納期）

第五十六条 不動産取得税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

（不動産の取得に係る申告又は報告）

第五十七条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から六十日以内に、当該不動産の取得の事実その他規則で定める事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 法第七十三条の四から第七十三条の七までの規定に該当する者は、前項の申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証する書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し報告を求め、又は第一項の申告書に必要と認める書類を添付させることができる。

注 令和四年六月二八日条例第二〇号で、令和五年四月一日から施行

第五十七条第一項中「不動産を取得した者」を「法第七十三条の十八第一項の規定による申告」に、「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改め、同条第三項中「対し」の下に「必要と認める事項について」を、「第一項」の下に「若しくは前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 法第七十三条の十八第一項ただし書の場合においても、前項に規定する者は、規則で定める事項を記載した申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第五十八条 市町村長は、法第七十三条の十八第三項の規定により送付又は通知をする場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格その他規則で定める事項を併せて知事に通知するものとする。

注 令和四年六月二八日条例第二〇号で、令和五年四月一日から施行
第五十八条中「第七十三条の十八第三項」を「第七十三条の十八第四項」に改める。

(不動産取得税の減額の申告等)

第五十九条 法第七十三条の二十四第五項に規定する申告を行おうとする者は、同項に規定する当該土地の取得につき同条第一項から第三項までのいずれかの規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申告書に当該土地がこれらの規定に該当する土地であることを証する書類として規則で定める書類(第五十四条第一項又は第二項の規定により既に提出されている書類がある場合には、その書類を除く。以下この条において同じ。)を添付して知事に提出しなければならない。

2 法第七十三条の二十四第一項から第三項までのいずれかの規定の適用を受けようとする者が第五十七条第一項の申告書に当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を記載して提出した場合は、当該申告書が当該土地の所在地の市町村長に提出された日に前項の申告書が提出されたものとみなす。この場合において、第五十七条第一項の申告書には、前項に規定する書類を添付しなければならない。

3 法第七十三条の二十五第一項の規定により徴収猶予がなされた場合その他政令第三十九条の三の二に規定する場合において、法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項の規定により減額を受けようとする者は、これらの規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申請書に第一項に規定する書類(次条第一項の規定により既に提出されている書類がある場合は、その書類を除く。)を添付して知事に提出しなければならない。

4 法第七十三条の二十七の二第二項又は第七十三条の二十七の三第二項の規定により徴収猶予がなされた場合において、法第七十三条の二十七の二第一項又は第七十三条の二十七の三第一項の規定により減額を受けようとする者は、これらの規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申請書にこれらの規定に該当することを証する書類(次条第二項又は第三項の規定により既に提出されている書類がある場合は、その書類を除く。)を添付して知事に提出しなければならない。

注 令和四年六月二八日条例第二〇号で、令和五年四月一日から施行
第五十九条第三項中「除く」の下に「。次項及び同条第三項において同じ」を加え、同条第四項中「(次条第二項又は第三項の規定により既に提出されている書類がある場合は、その書類を除く。)」を削る。

一部改正〔平成二二年条例三一号・二六年三二号・三〇年三六号〕

(不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第六十条 法第七十三条の二十五第一項の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第五十七条第一項に規定する申告書に当該土地の取得につき法第七十三条の二十五第一項の規定の適用があるべき旨を記載しなければならない。この場合において、当該申告書には、同項に該当することを証する書類として規則で定める書類を添付しなければならない。

2 法第七十三条の二十七の二第二項の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第五十七条第一項に規定する申告書に当該住宅の取得につき法第七十三条の二十七の二第二項の規定の適用があるべき旨を記載しなければならない。この場合において、当該申告書には、同項に該当することを証する書類を添付しなければならない。

3 法第七十三条の二十七の三第二項、第七十三条の二十七の四第二項(法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。)及び第七十三条の二十七の六第二項の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第五十七条第一項に規定する申告書に当該不動産の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を記載しなければならない。この場合において、当該申告書には、これらの規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

4 前項に規定する規定（法第七十三条の二十七の三第二項を除く。）により徴収猶予がなされた場合において、法第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項及び第七十三条の二十七の七第一項の規定により納税義務の免除を受けようとする者は、これらの規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申請書にこれらの規定に該当することを証する書類（前項の規定により既に提出されている書類がある場合は、その書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。

注 令和四年六月二八日条例第二〇号で、令和五年四月一日から施行
第六十条を次のように改める。

（不動産取得税の徴収猶予の申告等）

第六十条 次の各号に掲げる規定に規定する申告を行おうとする者は、当該不動産取得税について当該各号に定める規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申告書にこれらの規定に該当することを証する書類として規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 法第七十三条の二十五第一項 法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項

二 法第七十三条の二十七の二第二項 同条第一項

三 法第七十三条の二十七の三第二項 同条第一項

四 法第七十三条の二十七の四第二項 同条第一項

五 法第七十三条の二十七の五第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項 法第七十三条の二十七の五第一項

六 法第七十三条の二十七の六第二項 同条第一項

七 法第七十三条の二十七の七第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項 法第七十三条の二十七の七第一項

2 前項各号に掲げる規定の適用を受けようとする者が第五十七条第一項の申告書に当該不動産の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を記載して提出した場合は、当該申告書が当該不動産の所在地の市町村長に提出された日に前項の申告書が提出されたものとみなす。この場合において、第五十七条第一項の申告書には、前項に規定する書類を添付しなければならない。

3 第一項第四号から第七号までに掲げる規定により徴収猶予がなされた場合において、当該各号に定める規定により納税義務の免除を受けようとする者は、これらの規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申請書にこれらの規定に該当することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成二三年条例三五号・二六年三二号〕

（不動産取得税の減免）

第六十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、規則で定めるところにより、不動産取得税を減免する。

一 天災その他の災害により滅失し、又は損壊した不動産に代わるものと知事が認める不動産の取得

二 取得した不動産が納期限（当該納期限がその取得の日から起算して一年を経過した日以後である場合にあっては、その日）までに天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該不動産の取得（当該災害が発生した日前に当該不動産を譲渡した場合における当該不動産の取得を除く。）

三 地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体その他規則で定めるものが取得し、地域的な共同活動の用に供する不動産の取得

四 土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）による土地区画整理事業の施行に伴い、同法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定又は同法第百三条第一項の規定による換地処分があった場合において、当該仮換地又は換地に対応する従前の土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、規則で定める日から二年以内に、当該移転補償金を受けた家屋に代わるものと知事が認める家屋を取得した場合における当該家屋の取得

- 五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第一百十条第五項、第一百十条の二第六項又は第一百十一条の規定により読み替えて適用される同法第七十三条第一項第二号に規定する者が、同法による第一種市街地再開発事業の施行に伴い、同項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得（同法第一百十条第五項又は第一百十条の二第六項の規定により読み替えて適用される同法第七十三条第一項第二号に規定する者に対する減免にあつては、規則で定める要件に該当する場合に限る。）
- 六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地を同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により買い取られた者又は当該買い取られた土地の上に建築されていた家屋について同条第一項の規定により移転補償金を受けた者が、当該買い取られ、又は移転補償金に係る契約をした日前一年以内又はその日から二年以内に、当該買い取られ、又は移転補償金を受けた不動産に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得
- 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める不動産の取得
- 2 前項の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者は、納期限までに、減免を受けようとする事由その他必要な事項を記載した申請書に同項に該当することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成二〇年条例二八号・二四年五二号・二九年三号〕

附 則

（不動産取得税の課税標準の特例）

第七条の二 法附則第十一条第七項本文に規定する条例で定める割合は、五分の一とする。

追加〔平成二七年条例六六号〕

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第八条 法附則第十一条の二第一項に規定する期間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十五条の規定にかかわらず、百分の三とする。

一部改正〔平成二〇年条例二八号〕

（不動産取得税の徴収猶予の申告等）

第九条 法附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する法第七十三条の二十五第一項の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第五十七条第一項に規定する申告書に当該不動産の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を記載しなければならない。この場合において、当該申告書には、これらの規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

2 前項に規定する規定により徴収猶予がなされた場合において、法附則第十一条の四第一項、第四項及び第六項の規定により減額を受けようとする者は、これらの規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申請書にこれらの規定に該当することを証する書類（前項の規定により既に提出されている書類がある場合は、その書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成二三年条例三五号・二四年五二号・二七年三八号・三〇年三六号〕